ご契約者様へ

株式会社エー・ディー・パートナーズ

AD Support Club のご案内

この度は、弊社管理物件に、お申込みいただき誠にありがとうございます。弊社管理物件では、ご入居いただきました皆様にさまざまなサービスを提供する『AD Support Club』にご加入頂いております。『AD Support Club』のサービス内容は、下記概要の通りとなります。

AD Support Club のサービス概要

1. エー・ディー・サポートサービス

・24 時間緊急駆け付けサービス（**水廻り／窓ガラス／鍵のトラブル**）

基本出張費・応急対応　通常 8000 円(消費税別途)～　が **【無料】**※になります

・お手伝いサービス （**照明管球交換／家具移動／高所設置窓清掃**）

基本出張料　通常 8000 円(消費税別途)～　が　年2回まで**【無料】**※になります

2. エー・ディー・クラブオフ

約 75,000 件以上メニューがそろった会員限定の優待サービス

例：レジャー施設、映画館、レストラン、カラオケなどの割引**【何度でもご利用可能】**※です

https://www.club-off.com/ad-support-club/

3. 火災保険の補償サービス

・補償の内容については別添パンフレットをご参照ください。

（通販方式となっておりますので、お客様ご自身にて封筒内のパンフレット記載内容をご確認下さい。本紙へのご記名・ご捺印を以って、補償サービス内容のご確認をいただいたものとさせていただきます。）

※詳しくは「ご入居者様専用サービスのご案内『AD Support Club』」をご覧ください。

■ 本サービスの会費　27,000 円（消費税別途）／2 年

(27,000 円には 2 年分の保険料相当額（補償付帯費）15,000 円を含んでいます)

■ お支払い方法　エー・ディー・パートナーズ指定口座へお支払いいただきます。

■ ご加入手続き　入居申込書による加入承諾と、賃貸借契約時に 27,000 円（消費税別途）をお支払いしていただくことをもって、加入手続きと致します。

上記内容を確認いたしました。

平成　　年　　月　　日

物件名　　号室

氏　名　　印

ご入居者様専用サービスのご案内

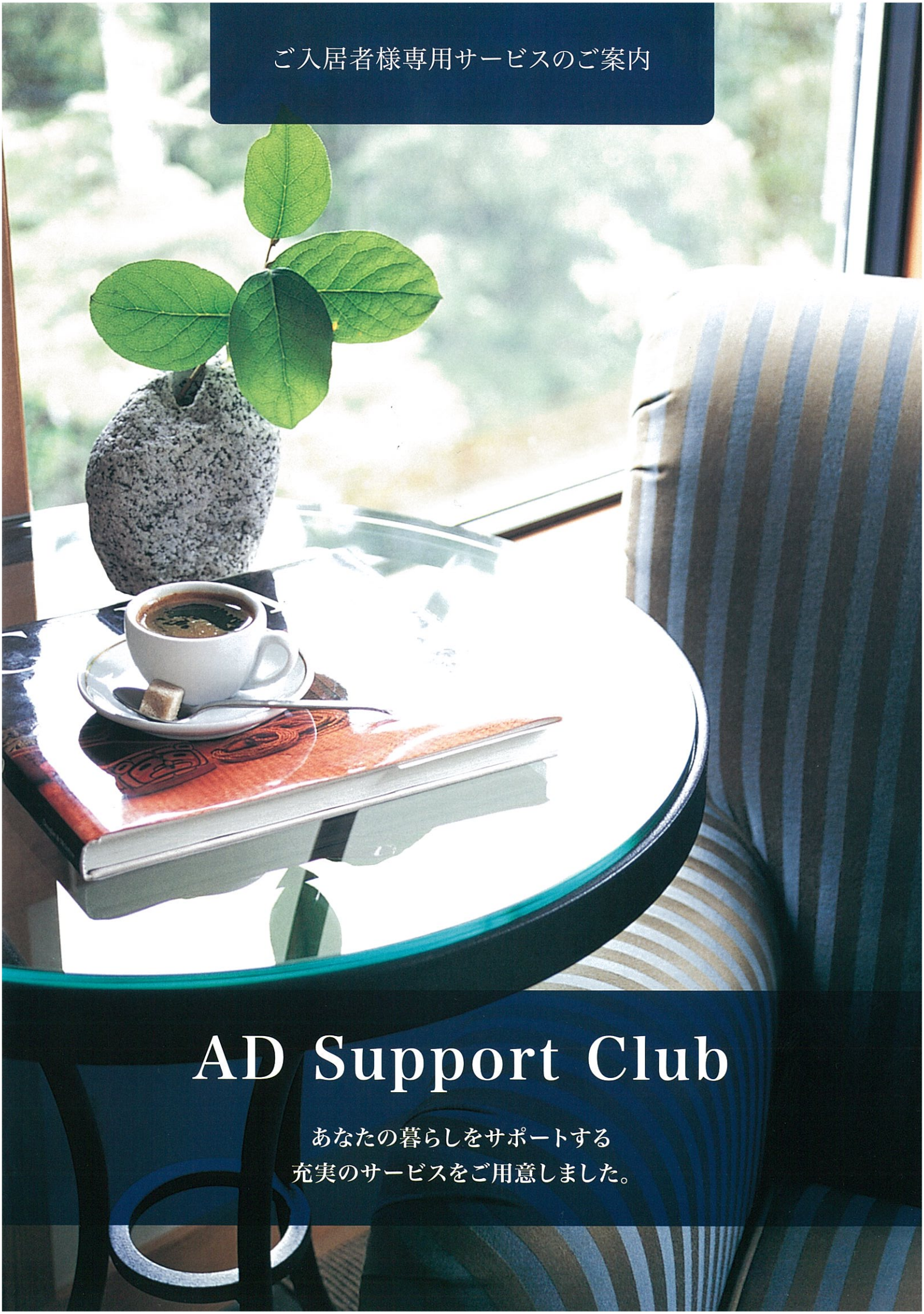

AD Support Club

あなたの暮らしをサポートする
充実のサービスをご用意しました。

エー・ディー・サポートサービス

住まいの設備トラブル　基本出張費・応急対応　無料サービス

下記の3つのサービスは、通常8,000円(税別)～が会員様は応急処置無料となります。(特殊作業、部品代等別途費用がかかる場合がございます。)

水廻りのトラブル

作業スタッフ手配　応急処置無料　受付・対応時間／24時間

対応内容

- 排水のつまり　● 配管からの水漏れ
- トイレのつまり　● 漏水 等

点検・調査・応急処置を行います。

ご利用上の注意

※無償対応範囲は30分程度の簡単な修理を目安としています。
※部材・部品代・交換作業料金は会員様負担となります。

窓ガラスのトラブル

作業スタッフ手配　応急処置無料　受付・対応時間／24時間

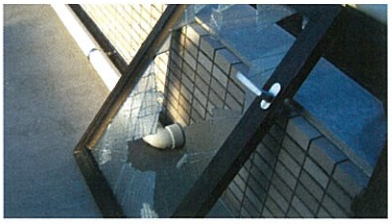

対応内容

- ガラスが割れてしまった
- ガラスにひびが入ってしまった　等

ガラス破損時の破片の片付け、
養生作業、清掃をサポートします。

ご利用上の注意

※無償対応範囲は30分程度の簡単な修理を目安としています。
※部材・部品代・交換作業料金は会員様負担となります。
※ご加入の保険で対応が可能な場合には、そちらを優先させていただきます。

鍵のトラブル

破壊による開錠は 9:00~21:00

作業スタッフ手配　応急処置無料　受付・対応時間／24時間

対応内容

- 鍵を忘れてしまった
- 鍵をなくしてしまった　等

対応するサービススタッフを手配します。

ご利用上の注意

※無償対応範囲は30分程度の簡単な修理を目安としています。
※具体的なサービスの内容につきましてはご紹介します専門会社の利用規約、条件によります。
※開錠・破錠作業には運転免許所・パスポートなど、顔写真入りの身分証明書による本人確認が必要になります。
※防犯性の高い特殊な鍵の場合、対応できない場合がございます。
※破壊・交換費用は、会員様負担となります。

ご利用上の注意

【料金について】エー・ディー・サポートサービスは30分以内の応急処置が無料になります。※会員様の故意過失によるトラブルで部材・部品代・交換作業料金が発生した場合は、会員様のご負担となります。※30分を超える作業の場合は、10分毎に1,500円(税別)の延長料金が必要になります。※30分を超える作業や部材・部品代・交換作業料金等、費用が発生する場合には、事前に無料でお見積のうえ、対応させていただきます。※発生した費用についてはサービス提供会社の定めるお支払い方法でお支払いください。

【サービスについて】会員と同居されている方からのご連絡にも対応します。※地域や作業内容によって即日対応できない場合や作業員が現地到着まで時間を要する場合がありますので予めご了承ください。※部品交換が必要な作業は、後日作業となる場合もございます。※トラブル内容によっては会員様ご本人に警察などの専門機関に対応をお願いする場合がございます。
※建物共用設備におけるトラブルは、サービス対象外とします。

お手伝いサービス

対応時間　9:00～17:00

下記3項目のいずれかを年2回までは基本出張費無料(3回目以降有償)

照明管球交換

例えば…

- 高い所にある電球を交換して欲しい
- 手が届かないので脚立を使って交換して欲しい

ご利用上の注意

※電球は、事前にご準備ください。LED電球への交換については、一部対応出来ない器具があることをご承知ください。
※階段の上部など、安全確保の為、作業員を補充する場合がございます。その際は、費用については別途ご相談させていただきます。

家具の移動

例えば…

- 部屋の模様替えをしたいので、手伝って欲しい
- 寝室を換えるのでベットを移動して欲しい

ご利用上の注意

※引越しによる家具の移動は行えません。高価な家具や楽器など養生が必要なものはサービス対象外となる場合がございます。
※原則、本サービスは室内の家具の移動になります。

高所設置窓の清掃

例えば…

- 普段手の届かない窓を清掃してほしい
- リビングの天窓が開閉するか見て欲しい、ついでに窓ふきして欲しい

ご利用上の注意

※吹き抜けなど高所作業で、足場設置は必要な場合の料金は会員様負担となります。
※高所設置窓の清掃は、室内側になります。

ご利用上の注意

※但し、1回の出動は30分程度の作業を目安としております。※作業用具が必要となる場合は別途費用がかかります。※作業員1名で行う作業になります。
※上記項目のいずれかを年2回まで基本出張費無料(3回目以降有償)※3回目以降8,000円(税別)／回になります。

お問い合せ先　24時間受付　エー・ディー・サポートサービス・お手伝いサービス　0120-963-665

エー・ディー・クラブオフ

国内外の宿泊施設をはじめ、レジャー、日帰り湯、映画、グルメ、ショッピングなど暮らしを豊かにする
75,000件以上のメニューが揃った会員様限定の優待サービス。

Resort リゾート

ヒルトン東京ベイ

世界中に名高いヒルトンホテルならではの品格と壮麗な外観を誇ります

特典内容

■ 大人お一人様／1泊　平日・休日
■ 1室4名様ご利用の場合

［基本プラン］素泊り

【VIP会員】
5,800円～

【スタンダード会員】
6,800円～

Leisure レジャー

横浜・八景島シーパラダイス

4つの水族館で海のすべてを楽しむことができます

特典内容

［特典内容］
【アクアリゾーツパス】
大人(16歳以上)
2,900円 ▶ **2,300円**
小・中学生(6歳以上)
1,700円 ▶ **1,200円**
幼児(4歳以上) 850円 ▶ **550円**
※4歳未満無料 ※12/31オールナイト営業時はご利用いただけません。※その他割引あり

Entertainment エンターテインメント

レストランカラオケ・シダックス

特典内容

【ルーム代】
20%OFF
【宴会コース／コース料金より】
5%OFF
※フリータイム・各種パック選択の方はルーム料金5%OFFとなります。

Gourmet グルメ

ドミノ・ピザ

特典内容

【ご注文金額より】
15%OFF
※ご注文の際にクーポン番号「LS-15」と必ずお申し出ください。
※ご注文はピザ・ホットサブ・パスタのいずれかを含む1,000円(税込)以上から承ります。
※配達可能地域でのみ有効です。

Life ライフ

ニッポンレンタカー

特典内容

【ワンデイスキップ】
レンタカー基本料金より
20～55%OFF
※ご予約・お支払・予約変更・キャンセル等すべてインターネットでのお手続きとなります。お電話での対応はできかねますので、ご了承ください。
※お支払はクレジットカードのみとなります。

※会員の皆様は、スタンダード会員としてサービスをご利用いただけます。さらにお得なVIP会員(525円/税込)へのアップグレードも可能です。※ご利用の際は必ず掲載の利用方法・特典内容を十分に確認のうえ、お申込みください。掲載利用方法以外でお申込みされた場合は、特典を受けられません。※宿泊施設の会員料金はご利用いただく期間・人数およびお食事の条件等によって異なります。また、表記の金額以外に諸税(入湯税・宿泊税等)を別途お支払いただく場合がございます。※掲載の内容は2013年11月現在の情報です。2014年4月の消費税率の改定により掲載料金が変更となる場合がございます。予めご了承ください。2014年4月以降の料金はホームページをご確認ください。

エー・ディー・クラブオフ ご利用方法

ご利用までの流れ

AD Support Clubにご加入お申込いただいてから、後日ご自宅にログインIDとパスワードを記載したハガキをお届けいたします。

※エー・ディー・クラブオフをご利用いただくには「ログインID」と「初期パスワード」が必要となります。※ログインIDは「クラブオフサービスご利用開始のお知らせ」(ハガキ)に記載の『11桁の番号』(半角数字)をご入力ください。※初期パスワードは、『0000』(半角数字)をご入力ください。

エー・ディー・クラブオフのホームページにアクセスし、ログインID(会員番号)と初期パスワードを入力し、「ログインする」をクリックします。

※初めてログインされる際には、初期パスワードをご入力いただいた後、会員様ご自身でパスワードを変更していただきます。

次回以降は「ログインID(会員番号)」と「変更後のパスワード」を入力するだけで、サービスをご利用いただけます。

※ハガキ、画面はイメージです。予告なく変更する場合がございます。

エー・ディー・クラブオフにご加入いただいた翌月半ば頃に、ログインID・パスワードが記載されたハガキをお送りいたします

■**ログインID**　ご自宅に届いたハガキに記載されている11桁の半角数字をご確認ください。
■**パスワード**　初期パスワードは『0000』※初めてログインされる際には、初期パスワードをご入力いただいた後、会員様ご自身でパスワードを変更していただきます。

エー・ディー・クラブオフ ホームページ　http://www.club-off.com/ad-support-club　エー・ディー・クラブオフ　検索

AD Support Club 会員規約

【第1章　総則】

第1条（適用関係）

1.この会員規約は、株式会社エー・ディー・パートナーズ（以下「当社」といいます。）が運営するAD Support Club（以下「本サービス」といいます。）の提供および利用規約に関して適用されます。
2.当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
3.会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条（定義）

1.「会員」とは、この会員規約に同意の上、当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した方をいいます。なお、当社の承諾は、郵送にて会員番号を通知する方法により行います。
2.「サービス物件対象」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した住戸をいいます。
3.「同居人」とは、会員がサービス対象物件において同居している方をいいます。

第3条（本サービスの利用）

1.会員は、この会員規約の定めるところに従い、第2章及び第3章を利用することができます。
2.会員の同居人も会員と同様に本サービスを利用することができます。ただし、この会員規約または諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
3.会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。
4.本サービスは対象物件が当社管理物件の場合、且つ賃貸の場合のみご利用頂けます。

第4条（会員番号）

1.当社は、会員1名につき1つの会員番号（ID・パス）を発行します。
2.会員番号、サービス対象物件にご郵送されます。
3.本サービスを利用する場合には、会員番号または個人が特定できる情報を窓口に伝達することが必要になります。

第5条（会費）

1.本サービスの会費は27,000円（税別）とし、当社が指定する口座へ支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は会員が負担するものとします。
2.支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

第6条（有効期間）

1.本サービスの有効期間は、会員がサービス対象物件を契約開始した日から2年間とします。但し、会員が当社の管理するサービス対象物件以外の物件に居住した場合、または貸主並びに管理会社変更により、当社の管理業務が終了した場合は有効期間も終了するものとします。
2.既に入居している住戸をサービスの対象物件として加入申込をした場合の有効期間は、賃貸借契約の更新日満了日とします。

第7条（更新）

1.会員は、本サービス対象物件に継続して居住する場合、有効期間満了日までに所定の方法で別途定める会費を支払うことにより、本サービスの有効期間を更新することができます。

第8条（登録情報の変更）

1.会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社指定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。なお、同一住所での名義変更の場合、会員の2等親以内に限り適用されるものとし、住所変更が伴う場合は、会員本人に限り適用できるものとします。また、登録情報の変更は、会員の申し出により行います。
2.登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる場合も責任を負いません。

第9条（退会・会員資格の取消し）

1.会員が退会を希望する場合には、退会確認申請書またはコールセンターへのお電話で会員本人と確認が取れた場合、退会手続きを行うものとします。
2.会員が当社サービス対象物件の賃貸借契約を解約した場合、その解約日をもって退会とします。
3.会員が以下項目のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
①加入申込時に虚偽の申告をした場合
②本規約または諸規定の定めに違反した場合
③不要な問合せや悪質ないたずら等本サービスの業務に支障をきたした場合
④総会屋、暴力団及びそれらの構成員またはこれらに準ずるもの（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与していることが判明した場合
⑤その他、当社が会員として不適切とみなした場合

第10条（個人情報）

1.当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員等の個人情報（以下「会員等の個人情報」といいます。）については、「個人情報の保護の関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2.会員は、会員等の個人情報を当社が指定した次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
①会員または同居人より依頼を受けた各種サービスを当該会員または同居人に対して提供するため
②本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
③本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
④本サービスの利用状況や会員に属性等に応じた新サービスを開発するため
⑤関連サービスや商品の情報を提供するため
3.当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
4.前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
①個人または公共の安全を守るために緊急の必要があるとき
②裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされたとき
③当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合
④当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

第11条（免責）

当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

第12条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛議が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【第2章　エー・ディー・サポートサービス】

第13条（エー・ディー・サポートサービス）

会員は、次の各号のトラブルが生じたとき、専用ダイヤルを利用し、24時間365日、トラブル解決のための情報提供、緊急対応出張無料サービス及び会員特典（以下「エー・ディー・サポートサービス」といいます。）を受けることができます。また、「エー・ディー・サポートサービス」は、当社提携の株式会社リロクリエイトが提供する会員限定サービスになります。

1.エー・ディー・サポートサービス
①水廻りのトラブル
②窓ガラスのトラブル
③鍵のトラブル（ディンプル・ピッキング対策鍵は解錠できない場合があります）
2.お手伝いサービス
①照明管球交換
②家具の移動
③高所設置窓の清掃

第14条（利用料金）

1.会員は、エー・ディー・サポートサービスの各サービスを無料で受けることができます。但し、30分を超過した作業代金（超過10分ごとに1,500円（消費税別）や一次対応であっても部品交換やそれに伴う作業が生じた場合は、会員は別途実費を負担します。また、会員の故意または過失によって部材代、特殊作業が発生した場合も会員の負担としますが、一次対応（30分以内の応急対応）を無料とします。
2.緊急時の応急対処後に二次対応工事が必要な場合、会員は現場スタッフ・当社と協議の上、別途有料（作業料金・部品代）でサービスを依頼することができます。なお、その場合会員が直接コールセンターへ連絡し調整することとします。
3.会員は、お手伝いサービスのいずれかを年2回まで無料で受けることができます。但し、30分を超過した作業（超過10分ごとに1,500円（消費税別））や年3回目以降についての作業代金（基本出張料8,000円（消費税別）/回）は会員が別途実費を負担します。また、照明管球交換の管球については予め会員が準備します。
4.上記、各項の利用料金等の請求業務を当社が指定する第三者へ委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第15条（除外事項）

1.次の場合、エー・ディー・サポートサービスの対象外とします。
①建物共用設備におけるトラブル対応
②午後9時以降午前9時までの時間帯における破壊による解錠や近隣に迷惑を掛けると予想される作業
③自己所有の家電製品等におけるトラブル対応
④引越しに伴う家具の移動、居室外への搬出作業
⑤その他当社が不適切と判断した場合

第16条（その他事項）

1.オーナー・不動産管理会社等の許可が必要となるサービスまたは退去時に原状回復の対象となる場合がありますのでご注意願います。（会員が直接オーナー若しくは不動産管理会社等へ問い合せて頂きます）
2.鍵交換や合鍵を作製する場合は、オーナー・不動産管理会社等の許可が必要となります。

【第3章　エー・ディー・クラブオフサービス】

第17条（内容）

会員は、エー・ディー・クラブオフ専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設などを優待価格で利用することができるサービスです。

第18条（会員優待サービスの利用）

1.エー・ディー・クラブオフは、当社提携の株式会社リラックス・コミュニケーションズが提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、エー・ディー・クラブオフ専用ホームページに記載されたClub Off Alliance会員規約をよく読み、同意した上で利用できるものとします。
2.会員は、本サービス申込月の翌月中旬にお手元に届く「エー・ディー・クラブオフ会員登録のご案内」に記載されたログインIDおよび初期パスワードで、エー・ディー・クラブオフ専用ホームページにログインすることで、または「エー・ディー・クラブオフ会員登録のご案内」に記載された、エー・ディー・クラブオフ受付センターに電話することで会員優待サービスを利用することが出来ます。

第19条（利用期間）

エー・ディー・クラブオフは、本サービスに付帯する会員優待サービスです。よってエー・ディー・クラブオフの利用可能期間は、第6条および第9条と同様の条件が適用されるものとします。

第20条（変更・休止等）

エー・ディー・クラブオフは、会員の承諾、または会員への事前通知をすることなく、任意に会員優待サービスまたは一部を変更すること、または休止することがあります。

【第4章　火災保険の補償サービスについて】

1.本サービスに関して、サービス対象物件の管理会社である当社は借家人賠償保険が付帯された火災保険を契約し、賃借人もしくは入居者に補償サービス（別紙パンフレット）をご提供致します。別途、保険加入している場合、同章のサービスを停止致しますのでお申し出下さい。
2.補償サービスの有効期間は、第6条および第9条と同様の条件が適用されるものとします。

以上

リビングプロテクト総合保険
入居者補償制度

Chubb | Personal Lines

CHUBB®

2016 年 10 月 1 日版

家財の損害の補償【損害保険金】

賃貸住宅入居者に必要な補償をひとつにパッケージ。

下記の事故により損害が生じたときに損害保険金をお支払いします。

① **火災**	② **落雷**	③ **破裂・爆発**	④ 建物外部からの物体の**落下、飛来、衝突、倒壊**	⑤ 給排水設備に生じた事故による**水濡れ**
⑥ 騒擾（じょう）・労働争議に伴う**暴力行為・破壊行為**	⑦ **水災**※（保険金額を限度に100％を補償）	⑧ 家財・通貨等・乗車券等の**盗難**	⑨ **風災、雹（ひょう）災、雪災**	⑩ ①～⑨以外の偶然な事故による**破損・汚損等**（30万円限度、自己負担額1万円）

※保険の対象（家財）に再調達価額の30％以上の損害、あるいは床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り損害が生じたとき

引越し中家財損害保険金

本制度の対象となる借用戸室からの引越し中に生じた家財の損害も補償します。
※水災ならびに通貨・乗車券等の盗難の場合を除きます。
※破損等は30万円が限度額です。
※すべての事故に免責金額（自己負担額）1万円が適用されます。
※本制度の対象となる借用戸室へ入居する際の引越し中に生じた損害は対象外です。

損害保険金のお支払いは…

再調達価額（同等の家財を再取得するのに要する金額）を基準に、実際の損害額をお支払いします。
※保険金額がお支払いの限度となります。
※貴金属、宝石、美術品等は市場価格を基準に損害額を算定します。なお、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなして損害保険金をお支払いします。

事故にともなう諸費用もお支払い【費用保険金】

水道管修理費用
本制度の対象となる借用戸室の専用水道管が凍結により損壊し、自己の費用で修理したときに、損害発生直前の状態に復旧するために要した費用の額をお支払いします。

地震火災費用
地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が全焼または家財の収容建物が半焼以上になったときにお支払いします。

鍵取替え費用
盗難により損害保険金をお支払いするとき、または本制度の対象となる借用戸室から持ち出された出入口のドアの鍵が日本国内で盗取されたときに、ドアロックの交換費用をお支払いします。

失火見舞費用
本制度の対象となる借用戸室内で火災、破裂・爆発を起こし、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。

臨時費用
①～⑦および⑨の事故により損害保険金が支払われる場合に、事故のために臨時に生ずる費用に対してお支払いします。

残存物取片づけ費用
①～⑦および⑨の事故により損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた家財の残存物の取片づけに必要な費用の額をお支払いします。

特別費用
損害保険金の支払額が保険金額の70％を超えたために補償が終了したときにお支払いします。

損害保険金、費用保険金、および付帯特約によりお支払いする保険金については、右表の「リビングプロテクト総合保険の保険金」をご覧ください。

充実したセット特約でさらに安心【付帯特約】

事故被害者弁護士費用※

（お支払い事故例）
被害事故にあったが相手が不誠実なため弁護士に相談した。

※事故被害者弁護士費用補償特約の付帯有無は、「入居者補償制度のご案内」をご覧いただきご確認ください。

賠償責任・修理費用（お支払い事故例）

個人賠償責任

洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。

借家人賠償責任

火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなくなった。

修理費用

台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。

リビングプロテクト総合保険の保険金

保険金をお支払いする場合・お支払い条件			お支払いする保険金の額
損害保険金	①火災　②落雷　③破裂・爆発　④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊　⑤給排水設備に生じた事故による水濡れ　⑥騒擾（じょう）、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	左記の事故により保険の対象（家財）に損害が生じたとき	保険の対象（家財）の再調達価額によって定めた損害額（保険金額が限度） ※貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品は、市場価格を基準に損害額を算出し、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなして損害保険金をお支払いします。
	⑦水災	イ. 保険の対象（家財）に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき ロ. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象（家財）に損害が生じたとき	
	⑧盗難	イ. 下記ロ～ホ以外	
		ロ. 通貨	損害額（1事故、1敷地内につき20万円限度）
		ハ. 小切手 直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、振出人を通じて支払金融機関に支払停止の届出を行い、かつ盗難にあった小切手に対して支払いがなされたこと	
		ニ. 預貯金証書 直ちに預貯金先あてに被害の届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により現金が引き出されたこと	損害額（1事故、1敷地内につき200万円または保険金額のいずれか低い額が限度）
		ホ. 乗車券等 直ちにその運輸機関または発行者に届出したこと	損害額（1事故、1敷地内につき5万円限度）
	⑨風災・雹（ひょう）災・雪災	保険の対象（家財）を収容する建物の外側の部分が風災、雹（ひょう）災、雪災の事故によって破損したことを原因として保険の対象に損害が生じたとき	保険の対象（家財）の再調達価額によって定めた損害額（保険金額が限度）
	⑩破損・汚損等（①～⑨以外の偶然な事故）	偶然な事故により保険の対象（家財）に損害が生じたとき	保険の対象（家財）の再調達価額によって定めた損害額一免責金額1万円（1事故につき30万円限度）
	持ち出し家財の損害	一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内において上記①～⑨の事故（⑦水災および⑧盗難のロ～ホを除きます。）で損害が生じたとき	保険の対象（家財）の再調達価額によって定めた損害額（1事故につき100万円または保険金額の20%のいずれか低い額が限度）
引越し中家財損害保険金		被保険者の引越しのために、本制度の対象となる戸室から日本国内の転居先の建物へ運送中の家財に、上記①～⑩の事故（⑦水災および⑧盗難のロ～ホを除きます。）で損害が生じたとき	保険の対象（家財）の再調達価額によって定めた損害額一免責金額1万円（保険金額限度、⑩破損・汚損等のみ30万円限度）
費用保険金	臨時費用保険金	上記①～⑦および⑨の事故で損害保険金が支払われるとき	損害保険金の30％ （1事故、1敷地内につき100万円限度）
	残存物取片づけ費用保険金	上記①～⑦および⑨の事故で損害保険金が支払われるとき	損害を受けた保険の対象（家財）の残存物の取片づけに必要な費用の額（損害保険金の10％が限度）
	失火見舞費用保険金	本制度の対象となる戸室内で火災、破裂・爆発を起こし、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させたとき（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）	事故によって生ずる見舞金等の費用に対して1被災世帯あたり20万円（1事故につき保険金額の20％限度）
	地震火災費用保険金	地震・噴火・津波を原因とする火災により、保険の対象（家財）が全焼または収容建物が半焼以上になったとき	保険金額の5％ （1事故、1敷地内につき300万円限度）
	水道管修理費用保険金	本制度の対象となる戸室の専用水道管が凍結により損壊し、自己の費用で修理したとき	損害発生直前の状態に復旧するために要した費用 （1事故、1敷地内につき10万円限度）
	鍵取替え費用保険金	盗難により損害保険金が支払われるとき、または本制度の対象となる戸室から持ち出された鍵が日本国内で盗取されたとき	保険の対象を収容する建物の出入口のドアロック交換費用実費 （1事故、1敷地内につき3万円限度）
	特別費用保険金	損害保険金の支払額が保険金額の70%を超えたために補償が終了したとき	損害保険金の10％ （1事故、1敷地内につき200万円限度）
特約	賠償責任・修理費用補償特約　個人賠償責任	借用戸室の使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する事故により、他人の身体の障害、財物の損壊もしくは使用不能に対する法律上の損害賠償責任を負担したとき	損害賠償金額 （1事故につき1億円限度）
	賠償責任・修理費用補償特約　借家人賠償責任	被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により借用戸室を損壊し、被保険者がその借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき	損害賠償金額－免責金額3万円 （「入居者補償制度のご案内」記載の支払限度額が限度） ※火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、免責金額は適用されません。
	賠償責任・修理費用補償特約　修理費用	上記①～⑥および⑧、⑨の事故により借用戸室に損害が生じ、あるいは、その他偶然な事故により借用住宅の外部に面する出入口のドア、シャッター、窓ガラスに損害が生じた場合に、賃貸借契約に基づき、または緊急的に、自己の費用で修理したとき	修理費用実費 （「入居者補償制度のご案内」記載の支払限度額が限度）
	事故被害者弁護士費用補償特約	日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により被害を受け、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談や損害賠償請求を委任することにより費用を負担するとき	弊社が事前に承認した、法律相談および損害賠償請求の委任にかかる費用の額（1回の損害賠償請求につき、かつ、同一契約年度を通じて、「入居者補償制度のご案内」記載の保険金額が限度）

入居者補償制度にご加入いただくお客様へ　－入居者補償制度の概要

〈リビングプロテクト総合保険〉

1. 商品の仕組み

リビングプロテクト総合保険は賃貸住宅にお住まいの方を対象とした火災保険です。この保険は、ご入居の借用住宅建物（被保険者が占有する戸室）に収容されている「家財」を保険の対象として、火災をはじめとする様々な偶然な事故により、保険の対象が損害を受けたときに保険金をお支払いします。

※保険の対象とならないものは、この書面の「保険の対象とならない主なもの」でご確認ください。

2. 補償内容

(1) 主な支払事由（保険金をお支払いする場合）

損害保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。詳細はこの書面の「リビングプロテクト総合保険の保険金」でご確認ください。

①火災②落雷③破裂・爆発④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊⑤給排水設備に生じた事故に伴う漏水・放水・溢（いっ）水による水濡れ⑥騒擾（じょう）・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為⑦水災⑧盗難⑨風・雹（ひょう）・雪災⑩その他の偶然な事故（破損・汚損等）

また、上記の保険金とは別に、被災時の様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いします。
費用保険金は次のとおりです。詳細はこの書面の「リビングプロテクト総合保険の保険金」でご確認ください。

臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、水道管修理費用保険金、鍵取替え費用保険金、特別費用保険金

(2) 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。
なお、免責事由の詳細は「保険金をお支払いできない場合」に記載されておりますので、ご参照ください。

地震保険が付帯されていない場合には、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金はお支払いできません。

上記のほか、次のような場合にも保険金をお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失、法令違反
- 保険の対象の紛失、置き忘れ
- 戦争、革命、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 水災で、損害額が再調達価額の 30％未満であり、かつ家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より 45 ㎝を超える浸水に至らなかった場合
- 保険の対象の自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、ねずみ食い等
- すり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たゆみ、へこみその他単なる外観上の損傷または落書き等の汚損であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害

(3) この保険に付帯される特約およびその概要

この保険には以下に記載する特約が付帯しています。付帯する特約によりお支払いする保険金について、詳細はこの書面の「リビングプロテクト総合保険の保険金」でご確認ください。

①賠償責任・修理費用補償特約

個人賠償責任補償

被保険者であるご本人またはご家族（配偶者、生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚の子）、ご本人の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）が次の事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。なお、他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象にはなりません。

- 住宅の使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者の日常生活に起因する事故
- 名誉毀損、プライバシーの侵害

借家人賠償責任補償

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故によって借用戸室を損壊し、被保険者がその借用戸室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

修理費用補償

「(1) 主な支払事由（保険金をお支払いする場合）」の①～⑥、⑧および⑨の事故により借用戸室に損害が生じたとき、または偶然な事故により借用住宅の外部に面する出入口のドア、シャッターまたは窓ガラスに損害が生じたときにおいて、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任補償で保険金が支払われる場合を除きます。

②事故被害者弁護士費用補償特約※

被保険者が日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により被害（身体の障害、財物の損壊）を受け、弁護士、司法書士または行政書士への法律相談や損害賠償請求の委任によって費用を負担したときに保険金をお支払いします。

※この特約の付帯の有無は、「入居者補償制度のご案内」にてご確認ください。

(4) 補償期間

本制度の対象となる賃貸住宅に入居期間中のみの補償となります。対象となる賃貸住宅を退去された場合、あるいはご入居の賃貸住宅が管理会社の変更等により本制度の対象でなくなった場合は補償の対象外となります。この場合には、ご希望により任意保険にご加入することもできますので、取扱代理店までご連絡ください。

(5) 引受条件（保険金額等）

この保険は、保険金額（ご契約金額）を限度として、再調達価額（損害が発生した保険の対象と同等のものを再取得するのに要する金額）を基準に、実際の損害額を保険金としてお支払いします。

貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品の取扱い

- 市場価格に関わらず、ご申告・明記等は不要です。
- 損害額は、市場価格を基準に算定します。
- 1 個、1 組または 1 対の損害額が市場価格基準で 30 万円を超えるときは、その損害の額を 30 万円とみなして保険金をお支払いします。（1 個、1 組または 1 対につき、30 万円が保険金支払いの上限となります。）

〈地震保険〉

地震保険の付帯の有無は、「入居者補償制度のご案内」にてご確認ください。

(1) 補償内容

①地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象（家財）に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全損のとき	地震保険金額の 100%［保険価額（時価額）が限度］
半損のとき	地震保険金額の 50%　［保険価額（時価額）の50%が限度］
一部損のとき	地震保険金額の 5%　［保険価額（時価額）の5%が限度］

- 上記の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。
- 損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害査定指針」に従います。

②1 回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が 11 兆 3,000 億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。（平成 28 年 7 月現在）

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11\text{兆}3{,}000\text{億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(2) 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

①家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものをリビングプロテクト総合保険の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 1 個または 1 組の価額が 30 万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品

②保険の対象が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して 10 日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いしません。

(3) 補償期間（ご契約期間）

地震保険が付帯されている場合は、地震保険の補償期間はリビングプロテクト総合保険の補償期間と同一となります。

(4) 引受条件（ご契約金額等）

①地震保険の保険の対象は、「家財」となります。

②保険料は、保険金額のほかに、家財を収容する建物の構造および所在地により決まります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

入居者補償制度にご加入いただくお客様へ　ーご加入前における確認事項

1. 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

実際にお住まいになる方のお名前を正しくお知らせください。事実と異なることを申告された場合には保険金をお支払いできない場合があります。

2. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約※を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
④ ①から③のほか、保険契約者または被保険者が、この保険契約の存続を困難にさせる①から③と同程度の重大な事由を生じさせたこと

※被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

3. 保険金額・支払限度額

保険金額および支払限度額は、「入居者補償制度のご案内」にてご確認ください。

4. 補償の開始時期

補償は、本制度の対象となる賃貸住宅にご入居された時に始まります。

5. 個人情報の取扱いについて

弊社は、この保険契約から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

(1) 主な利用目的について
① 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
④ 適正な保険金・給付金の支払
⑤ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について
弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人データを提供しません。
① 法令に基づく場合
② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
④ 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

6. 引受保険会社が経営破綻した場合（損害保険契約者保護機構）

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。リビングプロテクト総合保険ならびに地震保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
リビングプロテクト総合保険※	• 破綻後３ヶ月間は、保険金を全額支払（補償割合 100％） • ３ヶ月経過後は、補償割合 80％	補償割合 80％
地震保険	• 保険金を全額支払（補償割合 100％）	全額支払（補償割合 100％）

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧頂くか、営業部店までお問い合わせください。

7. 入居者補償制度に関するお問い合わせについて

入居者補償制度に関するお問い合わせにつきましては、必ずご本人が、「入居者補償制度のご案内」に記載された「お問い合わせ先」へご連絡ください。

8. 事故が起こった場合のご連絡先

事故が起こった場合には、「入居者補償制度のご案内」に記載された「お問い合わせ先」へご連絡ください。事故により損害賠償責任を負担した場合には、示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。また、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

9. 補償の重複について

(1) 他の保険契約
他の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）でこの制度の補償内容と同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。
補償が重複すると、保険金支払いの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の保険契約との補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、この制度の補償・特約の要否をご判断いただいた上でご加入ください。

(2) 特約の補償重複の場合の保険金の支払に係るご注意
この制度には、お客様の日常生活に必要な補償として、賠償責任・修理費用補償特約およびご加入プランにより事故被害者弁護士費用補償特約がセットされています。補償範囲が同じで保険金額が「無制限」以外の保険契約が複数ある場合には、各々の保険金額を合算した金額がお支払いの限度額となります。また、他の保険契約において、補償範囲が同じで保険金額が「無制限」の賠償責任補償がある場合は、賠償責任補償の限度額は増額されません。いずれかにセットすることで充分な補償が得られる場合があります。（注）
（注）１契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

(3) 補償重複の可能性がある主なご契約

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	リビングプロテクト総合保険の家財の補償	家庭用火災保険の家財を補償する契約　等
②	リビングプロテクト総合保険の賠償責任・修理費用補償特約	普通傷害保険の賠償責任危険補償特約 自動車保険の個人賠償責任補償特約　等
③	リビングプロテクト総合保険の事故被害者弁護士費用補償特約	自動車保険の弁護士費用補償特約　等

保険金をお支払いできない場合

リビングプロテクト総合保険において損害保険金をお支払いできない場合

※「保険の対象」とは家財のことです。

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者（注 1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
② ①に規定する者以外の者が損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注 2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意。ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
④ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
⑤ 持ち出し家財である原動機付自転車（注 3）および自転車（注 4）ならびにこれらの付属品の盗難
⑥ 保険の対象が、本制度の対象となる戸室外にある間に生じた事故。ただし、持ち出し家財の損害または引越し中家財損害保険金の保険金お支払い条件に該当する場合を除きます。
（注 1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注 2） ①に規定する者以外の損害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注 3） 総排気量が 125cc 以下のものをいいます。
（注 4） 電動自転車を含みます。電動自転車とは電力モーターにより走行を補助する自転車をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
（注 1） 使用済燃料を含みます。
（注 2） 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注 1）に対しては、損害保険金を支払いません。
① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注 2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
③ ねずみ食い、虫食い等
（注 1）「リビングプロテクト総合保険の保険金」の「損害保険金」に関する「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
（注 2） 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、損害保険金を支払いません。
（注） 落書きによる汚損を含みます。

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。ただし、火災、破裂または爆発が発生し、それに起因して損害が生じた場合を除きます。
① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
② 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
③ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
④ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑤ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
⑥ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
⑦ 楽器の弦（注 1）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
⑧ 楽器の音色または音質の変化
⑨ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注 2）により保険の対象に生じた損害
⑩ 保険の対象である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については除きます。
（注 1） ピアノ線を含みます。
（注 2） 隙間からの雨漏り等をいいます。

費用保険金をお支払いできない場合

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、費用保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者（注 1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
② ①に規定する者以外の者が費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注 2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意。ただし、被保険者に費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
（注 1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注 2） ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、費用保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でもこれらの事故が延焼または拡大して生じた損害を含みます。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、地震火災費用保険金を除きます。
③ 核燃料物質（注 1）もしくは核燃料物質（注 1）によって汚染された物（注 2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
（注 1） 使用済燃料を含みます。
（注 2） 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注 1）に対しては、費用保険金を支払いません。
① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注 2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
③ ねずみ食い、虫食い等
（注 1）「リビングプロテクト総合保険の保険金」の「費用保険金」に関する「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
（注 2） 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、費用保険金を支払いません。
（注） 落書きによる汚損を含みます。

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、費用保険金を支払いません。ただし、火災、破裂または爆発が発生し、それに起因して損害が生じた場合を除きます。
① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
② 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
③ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
④ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑤ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
⑥ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注）により保険の対象に生じた損害
⑦ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
（注） 隙間からの雨漏り等をいいます。

地震保険において保険金をお支払いできない場合

(1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者（注 1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注 2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③ 保険の対象の紛失または盗難
④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 3）
⑤ 核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、暴発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
（注 1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注 2） 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注 3） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注 4） 使用済燃料を含みます。
（注 5） 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して 10 日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

賠償損害保険金をお支払いできない場合－共通

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注 1）またはこれらの者の法定代理人の故意
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注 2）もしくは核燃料物質（注 2）によって汚染された物（注 3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
（注 1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注 2） 使用済燃料を含みます。
（注 3） 原子核分裂生成物を含みます。

賠償損害保険金をお支払いできない場合－借家人賠償責任

(1) 当会社は、借用戸室に生じた次のいずれかによって生じた損壊（注 1）により被保険者が被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊については除きます。
② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注 2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱によって生じた損壊その他類似の事由によって生じた損壊
③ ねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
④ 借用戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊については除きます。
⑤ 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に賠償損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
⑥ 借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

⑦　詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊
⑧　土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損壊
⑨　電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合は除きます。
⑩　風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注3）によって生じた損壊
⑪　動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊
(注1)「リビングプロテクト総合保険の保険金」の「借家人賠償責任」に関する「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から⑪までのいずれかに該当する損壊に限ります。
(注2) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(注3) 隙間からの雨漏り等をいいます。

(2) 当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
(注)　落書きによる汚損を含みます。

(3) 当会社は、被保険者が借用戸室を貸主に明け渡す際に発見された次のいずれかに該当する借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
①　補修、交換、張替え等の対象となった畳、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊
②　清掃等の対象となった損壊

(4) 当会社は、被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

(5) 当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
①　被保険者の心神喪失または指図
②　借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合については除きます。

賠償損害保険金をお支払いできない場合－個人賠償責任

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
①　被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②　専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③　被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
④　被保険者と「借家人賠償責任」における貸主または「個人賠償責任」における他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑤　被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑥　被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑦　被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑧　被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者およびゴルフの補助者として使用するキャディーを除きます。
⑨　航空機、船舶・車両（注2）または銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
(注1)　借用住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注2)　原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
(注3)　空気銃を除きます。

修理費用保険金をお支払いできない場合

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
①　保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
②　①に規定する者以外の者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③　保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両（注3）またはその積載物の衝突または接触
(注1)　保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2)　①に規定する者以外の修理費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3)　原動力が専ら人力であるものを除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、修理費用保険金を支払いません。
①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③　核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
(注1)　これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
(注2)　使用済燃料を含みます。
(注3)　原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、修理費用保険金を支払いません。
①　借用戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
②　借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
③　ねずみ食い、虫食い等
(注1)「リビングプロテクト総合保険の保険金」の「修理費用」に関する「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
(注2)　日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
(注)　落書きによる汚損を含みます。

(5) 当会社は、借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
①　差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
②　借用戸室の使用もしくは管理を委託された者によって生じた損害。ただし、被保険者に修理費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
③　借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
④　詐欺または横領によって借用戸室に生じた損害
⑤　土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
⑥　電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
⑦　風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注）によって生じた損害
⑧　動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊
(注)　隙間からの雨漏り等をいいます。

事故被害者弁護士費用補償特約で保険金をお支払いできない場合－その1

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した被害による損害に対しては、保険金を支払いません。
①　保険契約者または被保険者の故意
②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③　地震、噴火、洪水、津波またはこれらに起因する火災その他類似の事故
④　核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥　②から⑤までの事由に随伴して、またはこれらに伴う秩序の混乱により発生した事故
⑦　被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
⑧　被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によって正常な運転ができないおそれがある状態で自動車、原動機付自転車、航空機、船舶等を運転している間に生じた事故
⑨　被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響を受けているおそれがある状態の間に生じた事故
⑩　環境汚染（注3）
⑪　石綿または石綿を含む製品の発がん性物質その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
⑫　騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由
⑬　外因性内分泌攪乱（かくらん）化学物質（注4）の有害な特性
⑭　電磁波障害
⑮　医薬品の継続的な服用（注5）
⑯　美容を唯一の目的とする医療行為
⑰　被保険者に生じた労働災害事故
⑱　被保険者の精神障害（注6）
(注1)　使用済燃料を含みます。
(注2)　原子核分裂生成物を含みます。
(注3)　刺激物質または汚染物質が大気中、土壌中または水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれのあることをいいます。なお、「身体の障害」とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害、死亡を含みます。また、「汚染物質」には、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、石綿、化学物質および廃棄物等を含み、廃棄物には再利用される物質を含みます。
(注4)　いわゆる「環境ホルモン」をいいます。
(注5)　経口によるとそれ以外によるとを問いません。
(注6)　平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

事故被害者弁護士費用補償特約で保険金をお支払いできない場合－その2

当会社は、次のいずれかに該当する被害による損害に対しては、保険金を支払いません。
①　財物自体の欠陥等（注）による財物の損壊。ただし、欠陥等（注）を有する財物以外に被害が拡大した場合を除きます。
②　専ら被保険者の職務の用に供される財物の損壊
③　所持することが法令により禁じられている財物の損壊
④　通貨等、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する財物の損壊
(注)　欠陥、摩滅、腐食または自然の消耗をいいます。

事故被害者弁護士費用補償特約で保険金をお支払いできない場合－その3

当会社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
①　他の被保険者に対する損害賠償請求
②　保険契約（注）の保険者に対する損害賠償請求。ただし、被害を被った者に直接保険金を支払うことを約した責任保険契約（注）の保険者に対する損害賠償請求を除きます。
③　損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求
④　日本国外における、または日本国外の法令に基づく損害賠償請求
(注)　共済契約を含みます。名称のいかんを問いません。

保険の対象とならない主なもの
①　船舶、航空機、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。）ならびにこれらの付属品
②　通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物（通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等は、盗難事故の場合のみ保険の対象となります。）
③　義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
④　動物および植物等の生物
⑤　稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑥　コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
⑦　業務の用に供されるものおよび商品

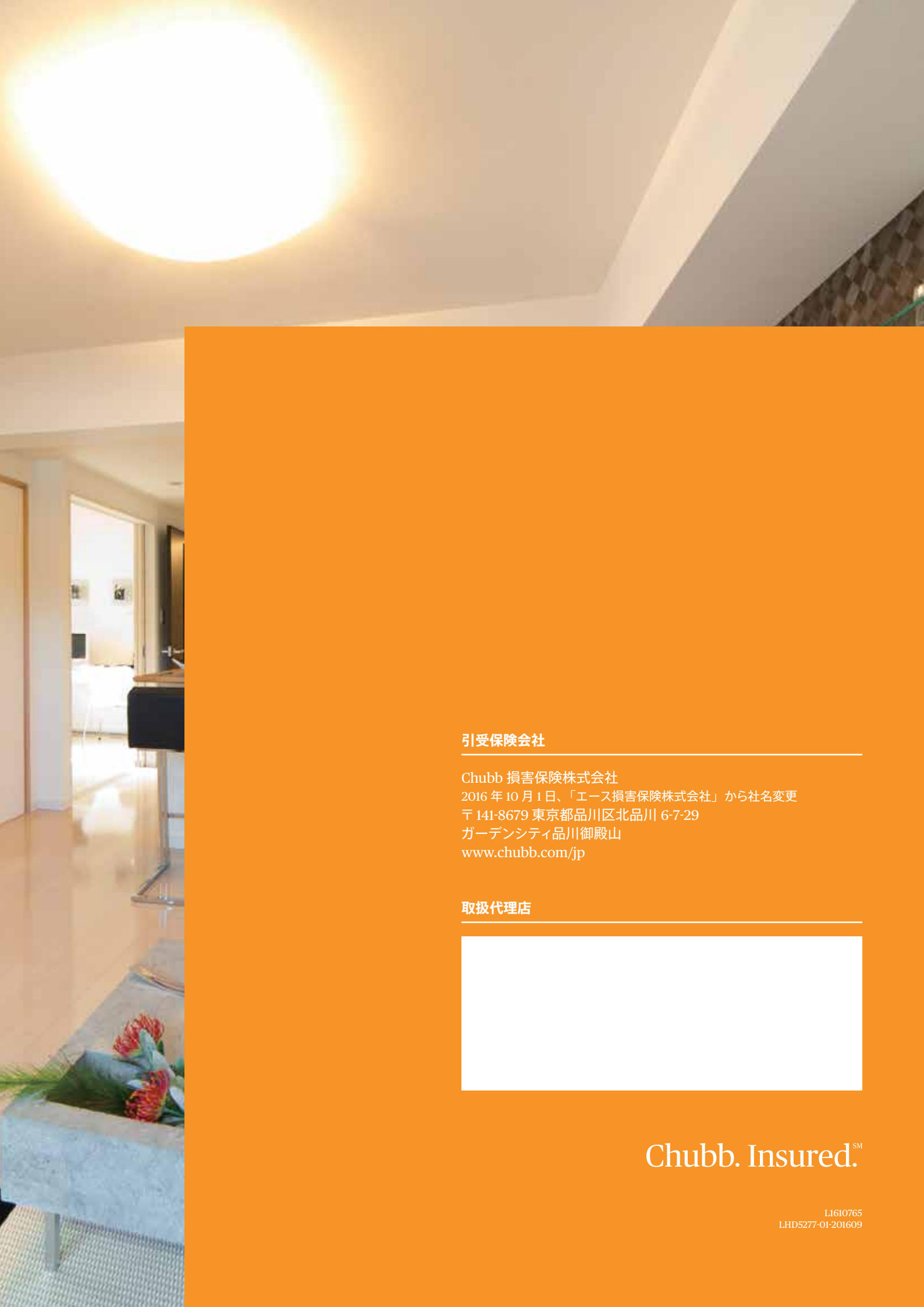

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社
2016 年 10 月 1 日、「エース損害保険株式会社」から社名変更
〒 141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
www.chubb.com/jp

取扱代理店

Chubb. Insured.℠

L1610765
LHD5277-01-201609

株式会社エー・ディー・パートナーズ の「入居者補償制度のご案内」

ご注意いただきたいこと・保険金額と保険料相当額

ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

- 入居者補償制度は、不動産管理会社が保険契約者となって、Chubb損害保険株式会社との間で締結した損害保険契約に基づいています。
- 本制度の対象となる賃貸住宅に入居のお客様は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となります。
- 入居者補償制度の保険証券は、保険契約者が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- 入居者補償制度は、対象となる賃貸住宅の入居期間中を補償します。対象となる賃貸住宅を退去された場合、またはご入居されている賃貸住宅が管理会社の変更などにより本制度の対象でなくなった場合は、補償が終了し、弊社は引受保険会社に対し、お客様への補償の未経過期間に応じた保険料相当額の返還手続きを行います。
- お客様が保有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくは下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 入居者補償制度で補償される損害が生じた場合は、下記の「事故のご連絡先」へご連絡ください。
- 入居者補償制度の詳しい補償内容は、 Chubb損害保険株式会社のパンフレットによりご確認ください。
- 地震保険付帯有無及び事故被害者弁護士費用補償特約付帯有無は、下記に記載の通りです。

※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
※損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

保険金額と保険料相当額

地震保険付帯： なし
事故被害者弁護士費用付帯： あり

保険金額・支払限度額				
家財 破損・汚損等30万円限度（免責1万円）	個人賠償	借家人賠償 免責3万円（※）	修理費用	事故被害者 弁護士費用
197.5万円	1億円	2,000万円	100万円	・（法律相談：1相談）1万円 ・（法律相談：1事故）3万円 ・（弁護士費用等：1契約年度）

（※）　火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、免責金額は適用されません。

（適用料率： 2015/10）

保険料相当額（2年間分）	15,000円

（事故の連絡先）

- 下記連絡先にお電話の際に、住所・物件名・部屋番号・氏名にあわせて、「ｴｰ･ﾃﾞｨｰ･ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞの総括契約」と必ずお伝えください。
- 受付後、補償制度加入者である確認をとるため、お時間を頂戴する場合がございます。ご了承ください。

事　故　受　付　ダ　イ　ヤ　ル
（Chubb損害保険株式会社）

0120-977-373　（年中無休 24時間受付）

※ 土日祝日および平日夜間（17:00～翌9:00）は受付のみとなります。

（お問い合わせ先）＜取扱代理店＞

株式会社エー・ディー・パートナーズ
東京都千代田区内幸町1-1-7
ＮＢＦ日比谷ビル13階
TEL 03-4500-4203　FAX 03-5251-7581

（引受保険会社）

Chubb 損害保険株式会社
2016年10月1日、エース損害保険株式会社から社名変更
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山